

○関係人口要件に関する Q & A

甲府市移住支援金交付要綱に規定する関係人口に関する要件

「ア 支給対象者の要件」

- (ア)過去に甲府市に3年以上住民登録していた履歴のあるもの
- (イ)過去に甲府市内の学校を卒業しているもの
- (ウ)過去に甲府市内の事業所に通算3年以上勤務していたことがあるもの
- (エ)甲府市への転入前5年以内に本市にふるさと納税の寄附実績があるもの
- (オ)本市に2親等内の親族が居住しているもの

(ア) 過去に甲府市に3年以上住民登録をしていた履歴のあるもの

Q. 甲府市に居住していたことをどのように証明すればよいか。

A. 要件を満たしているかどうかは、住民票の除票または戸籍の附票で確認します。

Q. 甲府市に居住していたが、住民登録をしていなかった。

A. 住民登録されていない場合は対象となりません。

(イ) 過去に甲府市内の学校を卒業しているもの

Q. 「学校」とは。

A. 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び大学(短期大学及び大学院を含む)です。

Q. 卒業してから年月が経っているため、証明できる書類を出せないと言われた。

A. 原則、卒業証書や卒業証明書など、学校が発行する証明書が必要となります。ただし、卒業アルバムや通知表など、在籍していたことが客観的にわかる複数の資料により卒業したことが明らかである場合は対象と認めることがあります。

(ウ) 過去に甲府市内の事業所に通算3年以上勤務していたことがあるもの

Q. 甲府市内の事業所で就業していたが、甲府市外の支店等に勤務していた場合は対象になるか。

A. 甲府市内の支店等で就業していた期間のみが対象となります。

Q. アルバイトで勤務していた場合も対象となるか。

A. 在籍していた事業所において、週20時間以上の無期雇用契約及び雇用保険の被保険者となっていた期間が対象となります。証明書類等で確認できない場合は、交付対象となりません。

Q. 就職先がすでに廃業し、証明書が発行されないため、資料を提出できない。

A. 証明書等で支給要件を確認できない場合は、交付対象となりません。

(オ) 本市に2親等内の親族が居住しているものに関すること

Q. 親族はいつから住んでいれば対象となるか。

A. 申請日以前から本市に居住されている方を対象とします。

Q. 親族が居住していること、及び血縁関係にある（親族である）ことは、どうやって確認するのか。

A. 親族の居住は、該当する親族の住民票（本籍表示有）により確認します。親族関係については、申請者及び親族の方それぞれの戸籍の謄本で確認します。（親族関係が追えるまでさかのぼって戸籍の謄本をとっていただく場合があります。）

Q. 2親等内の親族の範囲はどこまでか。

A. 申請者と配偶者の祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫です。